資料提供(投げ込み) 令	和6年8月23日(金)
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏名
健康福祉部 福祉政策課 (電話059-229-3283)	福祉政策課長 中津 宜大

津市災害関連死認定基準の策定について

津市災害関連死認定基準を下記のとおり策定しました。

記

1 経 緯

本市では、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害 見舞金の支給に関する事項の調査審議を目的とした審議会その他の合議制の機関 を設置するため、令和6年第2回津市議会定例会に津市災害弔慰金の支給等に関す る条例の一部の改正についての議案を提出し、令和6年7月3日に議決されました。 このことから、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議を 目的として、津市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「審査委員会」といいます。) を設置し、同年8月1日(木)に開催された審査委員会において災害関連死の認定 基準に係る協議を行い、各委員からの意見を踏まえ、津市災害関連死認定基準を策 定しました。

- 2 津市災害関連死認定基準等
 - ア 津市災害関連死認定基準 別紙のとおり
 - イ 津市災害関連死認定基準の適用日 令和6年8月15日

津市災害関連死認定基準

1 趣旨

この基準は、津市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成13年1月条例第106号)に基づき、災害弔慰金を支給するにあたって、災害関連死の対象者を認定するために必要な事項を定めるものとする。

2 災害関連死の定義

災害関連死とは、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的 負担による疾病(以下「疾病等」という。)により死亡し、津市災害弔慰 金の支給等に関する条例(平成13年1月条例第106号)に基づき災害 が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給され ていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。) をいう。

3 災害関連死の基本的な考え方

災害関連死の判定にあたっては、申出人による死亡に至るまでの経過を 記した申出書に加え、医師の診断書や診療記録、医療保険者や行政機関等 が保有するできる限り客観的な資料(以下「資料」という。)に基づき、 次に掲げる関連性の有無について審査をする。

(1) 災害と疾病等の発生との関連性

災害が原因となり、疾病等が発生したものなのか、災害と疾病等の発生との因果関係について、資料に基づき審査をする。

(2) 疾病等と死亡原因との関連性

災害に起因した疾病等が回復しないまま継続したことが主な死亡原因であるか、又は災害に起因した疾病等から派生し得る死亡原因であるかなどについて、資料に基づき審査をする。

4 災害関連死の個別事案の考え方

災害と疾病等の発生との関連性及び災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性の有無については、次に掲げるところにより判断するものとする。

なお、内閣府から発出されている「災害関連死事例集」も参考とする ものとする。

(1) 環境の変化との関連性

災害による環境の変化は、疾病等の発生の原因となり得る可能性が高く、特に、次に示すような環境の変化による負傷、初期治療の遅れ、既 往症の増悪、肉体・精神的負担によって、疾病等や自殺、事故の発生を 引き起こした場合には、災害との関連性があるものと推定される。

- ア 家屋・家財の倒損壊
- イ 医療機関の機能低下・停止
- ウ 社会福祉施設等の機能低下・停止
- エ ライフラインの途絶、交通事情等の悪化
- オ 避難所等への移動及び避難生活
- カ 災害によるショック、恐怖、ストレス等
- キ 救助・救護活動等の激務
- ク 多量の塵灰の吸引

(2) 疾病の発症時期等との関連性

疾病等の発生が、災害を原因としていない場合は災害と疾病等との関連はないと推定され、災害に起因していた場合は災害と疾病等との関連があるものと推定される。

また、災害の前から重篤であった既往症が直接死因(災害による増悪なし)の場合又は災害後に災害とは別の原因で発症した疾病が直接死因となった場合は、災害に起因した疾病等と死亡原因との関連性は認められないと推定される。

(3) 疾病の症状の経過との関連性

災害に起因した疾病等の発症以降、適切な処置をとっていたにもかかわらず、当該疾病等が改善しなかった場合には、災害に起因する疾病等と死亡原因と関連性があると推定される場合もある。

ただし、発症後、災害に起因した疾病等が改善し、医療機関から退院 した場合は、原則として当該疾病等が改善したと考えられるため、退院 後の症状悪化により死亡した場合には、災害に起因する疾病等が死亡の 原因であったとしても、環境の変化がなければ因果関係が断絶したもの と想定され、災害と死亡原因との因果関係はないと推定される。

(4) 医療行為等との関連性

災害に起因した疾病等の発症以降、次の状況により死亡した場合に は、災害と死亡原因との因果関係はないと推定される。

ア 入院

重症にもかかわらず、入院継続や転院の措置をとらず退院させた。

イ 過失

医療側の明白な過失により直接死因である災害に起因した疾病等の 発見が遅れ、適切な処理ができなかった。

また、適切な医療を受ける必要性を認識し、受けることが可能であったにもかかわらず、初期治療を受けなかった場合や本人の意思で災害に起因した疾病等の発症以降、適切な処理をとっていなかった。

(5) 医師の診断書

医師の診断書において、災害と死亡原因との関連性が示されている場合には、関連死であると推定される。

(6) 災害によるショックやストレスとの関連性

災害によるショックやストレスが死亡原因と主張される申出では、ショック症状やストレス症状が直接死因にどの程度の影響を与えたかを考慮して判断する。

(7) 一般的な疾病との関連性

死亡原因が肺炎、心筋梗塞、心不全、脳梗塞等の一般的な疾病である場合には、医師の診断書で災害との関連性が否定されていなくても、次に掲げる関連性を緻密に判断する必要がある。ただし、それらの発症時期に関しては、生活が安定した以降であれば、災害との関連性は低いと推定される。

ア 災害前の状態

高血圧、高脂質、持病等で災害前に基礎疾患のある者であった場合には、災害と当該疾病等の関連性について、資料に基づき、個別に判断する必要がある。

イ 高齢者等

元々免疫力が低下しており、災害がなくても同様の経過を辿ったと 考えられるか否かについて、個別に判断する必要がある。

(8) 自殺との関連性

自殺については、故意(本人が任意に引き起こした)であることだけをもって、一概に災害との関連性を否定するものではなく、環境の変化が与えた精神的影響を十分に勘案した上で、次に掲げる関連性の有無を踏まえ判断するものとする。

ア 発作的なものではなく、精神的疾患に基づくもの

精神的うつ状態、自律神経失調症、言語異常等が精神科医により判断されたものや精神安定剤、睡眠薬等が投与されていた場合は、個別に判断する必要がある。

イ 精神的うつ状態、自律神経失調症、言語異常等が災害を契機とした ストレスによるものであること。

(9) 事故との関連性

災害に起因する家屋又は家財の倒損壊などによる負傷は、災害との関連性が明白であるが、災害後に屋根の修理で転倒したことによる負傷や地面の凸凹による負傷など、事故そのものの発生原因が偶然によると考えられる場合には、災害との関連性は認められない。

ただし、災害による医療機関の機能低下又は停止、交通事情の悪化等の影響により、初期治療が遅れた場合等に限って、災害と事故との関連性があるものと推定される。

5 準用

この基準は、災害障害見舞金の支給に関する認定をする場合について準用する。

6 適用日

この基準は令和6年8月15日から適用する。